

事務 事業名		コード1	10200	旭市社会福祉協議会助成事業	課	社会福祉課					
		コード2			所屬班	社会班					
					電話番号	62-5317	内線	144			
					☐ 主要事業						
政策 体系	基本方針	3	健やかでやすらぎのあるまちづくり			予算	会計		款	項	目
	施策	8	地域福祉の充実			科目	一般会計		3	01	1
	施策の展開	1	地域福祉計画の推進			根拠 法令	旭市補助金等交付規則				
	基本事業	191	社会福祉協議会への支援				社会福祉法58条				

1 現状把握(Do)

(1) 事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☐ 平成__年度～ ☒ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成__年度～ 平成__年度まで ※全体像を記述⇒	高齢者、障害者等地域住民の多様な福祉ニーズに応えるべく、民間福祉活動の中核として、位置づけられている社会福祉協議会へ事業の充実を図るため市職員を派遣し、その人件費を補助する。社会福祉協議会プロパー職員(福祉活動専門員)4名分の1/2の人件費を補助する。 24年度から運営不足額についても助成を行う。 【業務の流れ】 社会福祉協議会から補助金の申請を受け、内容を審査し、適正であれば交付決定をする。補助額の請求を受けて支払い。事業終了後、事業報告を受けて、交付額確定を行う。

(2) トータルコスト

① 事業費の内訳(24年度の実績)		単位:千円
1. 補助金	32,584	人件費及び運営費不足額を助成
	0	
	0	
	0	
② 延べ業務時間の内訳(24年度の実績)		単位:時間
補助金申請内容審査・交付決定	15時間	
補助金事業報告内容審査・交付額確定	15時間	

		単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)	
事業費	費目内訳	1. 補助金	千円	33,314	27,055	32,584	15,500
			千円				
			千円				
			千円				
			千円				
	事業費計 (A)		千円	33,314	27,055	32,584	15,500
	うち一般財源		千円	33,314	27,055	32,584	15,500
人件費	正規職員従事人数		人	0.01	0.01	0.01	0.01
	延べ業務時間		時間	30	30	30	30
	人件費計 (B)		千円	114	114	114	114
	トータルコスト(A)+(B)		千円	33,428	27,169	32,698	15,614

(3) 事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	24年度実績(24年度に行った主な活動) 社会福祉協議会から補助金の申請を受け、内容を審査し、適正であれば交付決定をする。補助額の請求を受けて支払い。事業終了後、事業報告を受けて、交付額確定を行う。 25年度計画(25年度に計画している主な活動) 社会福祉協議会から補助金の申請を受け、内容を審査し、適正であれば交付決定をする。補助額の請求を受けて支払い。事業終了後、事業報告を受けて、交付額確定を行う。	ア 社協職員補助該当人数	人	6	6	5	4
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	イ 事業数	事業	25	25	25	25
	社会福祉協議会(社会福祉法で地域福祉を推進することを目的とした民間組織)	ウ					
上位目的	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	市からの補助金を受けて、円滑に運営できる。	ア 事業費に占める補助割合 ()	%	15.6	17.3	20.4	12.7
上位目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか	イ 補助金額のうち運営費不足額 ()	千円	0	0	9,599	2,948
	地域福祉の充実	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
上位目的		ア 「旭市の地域福祉は充実している」と感じる市民の割合 ()	%	27.6			
		イ ()					

(4) 事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
福祉活動専門員の人件費は、当初、国庫補助があったが、現在は一般財源化されている。しかし、福祉活動専門員の役割は重要なことから補助対象としている。	合併時から職員数10名減員。特別会計から一般会計へ事業間繰出を行っている。 合併当時は局長1名、次長2名が派遣されていたが、順次派遣数を減らし、23年6月からは局長1名の派遣となった。飯岡本所より旭支所の相談等の来客が多い。地区社協は地区によって事業のばらつきが大きい。市からの受託事業は7つであるが、事業費・内容も拡大している。	会員から「ありがたい・・・」といった意見がある。 旧旭市の自治会から「会費を市民からもらうのが難しい困る」といった意見がある。 市から「出向を廃止してほしい」といった意見がある。 内部から「支所の統合が必要では」との意見がある。

事務事業名	旭市社会福祉協議会助成事業	課名	社会福祉課	班名	社会班
-------	---------------	----	-------	----	-----

2 評価 (Check1) 担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 後期基本計画の健やかでやすらぎのあるまちづくりの福祉関係実施事業で密接な関わりあいがある。社会福祉協議会が円滑に運営されることで、地域福祉活動が推進され、市民が地域で交流を持ち、相互に助け合い、支え合うことにつながる。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 社会福祉法に基づく社会福祉協議会に対する助成であり、助成により協議会の活動が円滑に運営されることで地域福祉活動が推進されるので適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 市から職員を派遣することにより社会福祉協議会と市との福祉に対する円滑な事業運営ができる。福祉活動専門員の人件費を助成することにより、福祉活動の増進が図られる。社会福祉協議会は、市から事業を受託したり、行政では手が届きにくい事業も行っている。
有効性 評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 近隣市社協より実施事業も多く、多様な福祉サービスを実施しているが、運営費不足額を助成している現状から勘案すると、実施事業を精査する必要がある。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するかどうか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☒ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 社会福祉協議会で実施している事業を精査することにより、成果を向上させることができる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他（民間・国県を含む）に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1) 具体的にどのような事務事業か？ (2) 類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☒ 他に手段がある ↳ (1) 事務事業名：(配食サービス事業・軽度生活支援事業) (2) ☒ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 配食サービス事業や軽度生活支援事業は、民間参入等の社会福祉協議会が実施する以外の方法を検討できる。検討した結果、社会福祉協議会での受託を廃止できれば、業務量の減少が見込め、事業費の削減が可能。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地 (表面トータルコストの事業費部分) 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	☒ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 25年度からは市職員の派遣人件費は補助金ではなく一般会計からの支出となっているが、市職員の派遣を廃止し、社会福祉協議会職員のみで運営することにより削減を図る。実施事業の精査により、不採算事業の廃止等により、事業費(助成額)の削減が図られる。
	⑧ 人件費の削減余地 (表面トータルコストの人件費部分) やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 補助事業書類の内容審査等であり、これ以上の時間削減は難しい。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 社会福祉法に基づく社会福祉協議会に対する助成であり、市内全体の高齢者・障害者・援助や支援を必要とする方を対象に社会福祉事業を実施しており、公平・公正である。

3 評価 (Check2) 担当課長による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果 ① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	(2) 全体総括(振り返り、反省点) ・配食サービス事業は、非効率で社協でも負担となっている事業である。 ・経営改善計画を策定し、統合的に見直しを図りたい。
---	--

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1) 今後の事業の方向性(複数選択可) ※2～3年後を目処にした方向性 ☐ 目的再設定 ☐ 行政関与の見直し ☐ 事業のやり方改善による成果向上 ☒ 事業統廃合・連携(関連事業:配食サービス事業・軽度生活支援事業) ☒ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☐ 受益機会の適正化 ☐ 費用負担の適正化 ☐ 廃止・休止 (2) 改革改善案について ※いつまでに、なにを、どうするのか? ①社協として、今後の事業計画、市からの受託基準を自ら考え、自立計画を作成する。事業再編。 ②市職員の派遣を改め、社会福祉協議会職員での局長体制を予定。 ③3支所の統廃合を行う。		(3) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持	○			低下			
		コスト																					
		削減	維持	増加																			
成果	向上																						
	維持	○																					
	低下																						
(4) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策 ①市からの受託事業の業務量が多いため、市としてのあり方を考え、方針を整理する。地区社協の活動改善を依頼する。 ②市派遣職員を廃止するに当たり、経験豊富な人材を雇用するため、行政や福祉関係者の再雇用を検討する。 ③本所については、介護事業所の拠点として、飯岡福祉センターに置くことを検討。支所の統廃合については、現支所利用者及びボランティアの周知と理解が必要になる。																							